

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月頃 から 58 年 2 月頃 まで

私は、昭和 51 年 8 月頃 から 58 年 2 月頃 までの期間、A 市にあった「B」（事業所名）という名称の会社が経営する飲食店で正社員として勤務していた。勤務期間において、会社から、健康保険被保険者証をもらった記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務したと主張する「B」は、飲食店の経営等を目的として、A 市で法人登記していた C 社であることが推定でき、同社の元取締役 3 人に照会したところ、そのうち 1 人は申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、C 社に係る商業登記簿によると、同社は解散しており、代表取締役は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができなかった。

さらに、申立人を記憶している元取締役は、「私は、関連会社から C 社が経営する飲食店に出向していた。同社は、厚生年金保険に加入していなかったのので、私は、厚生年金保険に任意で加入し、自分で保険料を納付していた。」旨供述しているところ、当該元取締役に係るオンライン記録を見ると、厚生年金保険第四種被保険者であったことが確認できる。

加えて、別の元取締役からは、「C 社は、厚生年金保険等に参加していなかった。しかし、同社は、飲食業界の者が加入できる組合の医療保険に入っていて、私の給料からは、その組合の医療保険の保険料だけが控除されており、保険証ももらっていた。」旨の供述が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。